

## 第8章 材料検査の技術的基準



## 材料検査の技術的基準

材料検査の技術基準は、「建設局材料検査実施基準」第7. 材料検査の方法において、試験を行う検査として定められた材料又は確認を検査に代えた材料における検査の頻度・方法について定めたものである。

また、材料検査の技術的基準は、表8-1. 及び、以下の801.～806.に定める検査要領に示すとおりであるが、検査はそれらに基づき実施するものとする。

なお、表8-1. 検査の技術的基準における用語の説明を次に示す。

試料採取単位…………… 1つの試料が代表しうる単位であり、この数量ごとに試験試料を採取するものとする。ただし、端数の取扱いは、切り上げる。

試験省略限度…………… 材料の使用数量がこれ以下の場合、品質検査についての試験を省略し、確認によることができる限度を示すものである。

必ず試験を実施する項目… 材料の使用数量が試験省略限度以上の場合、原則として品質検査の方法が必ず試験によらなければならない項目である。

試験を省略できる項目 …… 品質検査の方法が原則として試験によらなくてもよい項目である。ただし、検査職員が特に必要と認めた場合に限り、その指示する項目を試験することができる。

## 801. 石材の検査要領

1. 外観・形状・寸法などは、全数又は抜き取りによって、それぞれの材料の規定について検査するものとする。
2. 骨材類の試料採取は、JIS A 1158:2020「試験に用いる骨材の縮分方法」の四分法又は試料分取器によって行い、全体の品質を代表するものが得られるように注意して行うものとする。
3. 見掛け密度の試験方法は、原則としてJIS A 5003「石材」によるが、これにより難い場合は、この試験を絶乾密度に代えて行ってもよい。

**【解説】** 円すい四分法は、下図(a)のように、まず試料を均等に広げ、これを図(b)のように4等分し、この4個の中から、対角線の位置にある部分(AとC、又はBとD)を取って、よく混ぜ、最初の $1/2$ の量になった試料を再び図(d)のように4等分して、対角線上の部分を採取する。以上の手順を、必要量の試料となるまで繰返す試料採取法を円すい四分法という。

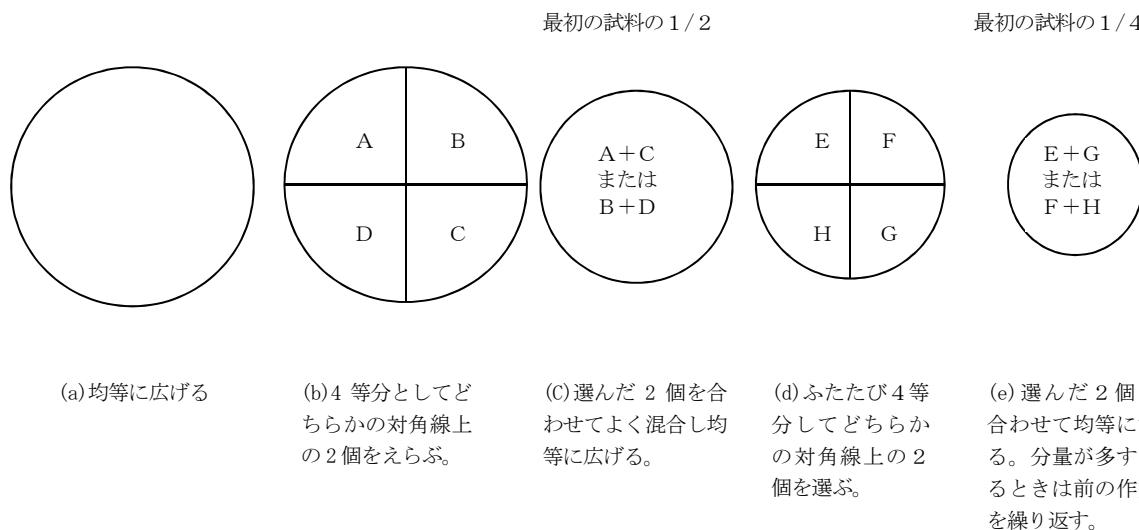


図 801-1 四分法

## 802. 金属材料の検査要領

1. 外観・寸法・重量などは、全数又は抜き取りによって、それぞれの材料の規定について検査するものとする。
2. 機械的性質は、「建設局材料検査実施基準」の検査方法欄で確認となっているものについては、規格証明書を提出することによって試験を省略することができる。ただし、規格証明書と現品とが同一のものであることが確認できない場合又は規格証明書を提出できない場合は、試験を行うものとする。

試験の方法は、それぞれの日本産業規格の規定によるものとする。なお、日本産業規格に規定されていないものは、検査職員の指示によるものとする。

鋼管くい・鋼管矢板などの工場溶接部について、検査職員が必要と認めたときは、非破壊試験（放射線検査・超音波探傷試験）を行うものとする。この場合は、溶接部全延長の0.05%撮影するのを標準とし、JIS Z 3104「鋼溶接部の放射線透過試験方法及び透過写真の等級分類方法」により試験を行い、試験の結果は、その3級以上に合格するものとする。なお、撮影箇所は、検査職員が指示するものとする。

また、鋳鋼品については、JIS G 0581「鋳鋼品の放射線透過試験方法及び透過写真の等級分類方法」の規定に準じて行うものとする。

## 803. 窯業品材料の検査要領

### 1. コンクリート製品

1. 1. 外観・形状・寸法などは、全数又は抜き取りによって、それぞれの材料の規定について検査するものとする。
1. 2. 製品の種類・数量で検査職員が必要とみとめたときは、工場で型わく及び配筋検査（破壊又は非破壊試験器による検査）を行うものとする。
1. 3. 理化学試験については、表8-1の規定により、それぞれ日本産業規格に明記された試験方法にしたがい試験を行うものとする。
1. 4. コンクリートの耐久性向上対策としては、付録3、「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木）によることとするが、「規定されていない工種」については、「塩化物総量規制」は、JIS A 5308並びにJIS A 1144に、また「アルカリシリカ反応抑制対策」については、JIS A 5308（附属書B並びに附属書G）によるものとする。

#### 【解説】

A Eコンクリート製品は、プレーンコンクリート製品に比べ、表面に気泡跡が多く出る。しかし、耐久性が優れているので、外観の気泡跡は豆板でなければ差し支えない。

## 1. アスファルト混合物類の組成

アスファルト混合物、アスファルト処理混合物、再生加熱アスファルト混合物、再生加熱アスファルト処理混合物の組成検査は、粒度・アスファルト量について行う。品質は現場配合の粒度・アスファルト量を基準として土木工事施工管理基準（東京都建設局）の「品質管理基準」による。

粒度・アスファルト量についての検査は、 $3,000\text{m}^2$ 以下を1ロットとして、無作為に抽出した3個の測定値の平均値  $\bar{X}_3$  により合格・不合格を判定する。

検査に用いる試料は、コアで採取する。コアの採取は、舗装調査・試験法便覧（（公社）日本道路協会）の「舗装の切取りコア採取方法」による。採取箇所は、監督員の指示とする。

$\bar{X}_3$  が不合格の場合は、さらに3個のデータを加えた平均値  $\bar{X}_6$  により、合格・不合格を判定してもよい。 $\bar{X}_6$  が合格判定値の範囲をはずれた場合は不合格とする。

## 2. 密度試験方法

開粒度アスファルト混合物1号、2号およびポーラスアスファルト混合物の密度は、下記の(1)真空パック法、(2)空隙充填法の試験方法によって行う。

なお、配合設計時等のマーシャル供試体については、(3)ノギス法により密度を算出することができる。ただし、この場合は計算値に1.02の係数値を乗ずるものとする。

### (1) 真空パック法

#### 1) 概要

この方法は、従来のパラフィン被覆の代わりに高分子パックを使用して、真空包装機で高分子パック内の空気を抜き、水中重量を測定時に供試体内の空隙に水が入らないように高分子バッグで供試体をぴったりと覆い、パックの入口をヒートシールで密着させて水置換法で体積を求める方法である。

#### 2) 試験手順

舗装調査・試験法便覧（（公社）日本道路協会）の「開粒度アスファルト混合物の密度試験方法」による。

### (2) 空隙充填法

#### 1) 概要

この方法は、粘土等で供試体表面の空隙を充填し、供試体体積を水置換法で求めるものであり、水中重量測定時に供試体内に水が侵入しないよう十分に密封することにより、正確な体積が得られるという考えに基づいているものである。

#### 2) 試験手順

- ① 室温で乾燥した供試体の空中重量を測定する。 $(A)\text{g}$
- ② 油粘土を用意し供試体表面の空隙に、指及びへら等ですり込むように粘土を圧入する。（水中重量測定時に空隙に水が入らないように充填する。）
- ③ 表面に付着している余分な粘土を丁寧にへら等で削ぎ落とす。
- ④ 粘土充填後の空中重量を測定する。 $(B_f)\text{g}$

⑤ 粘土充填後の水中重量を測定する。( $C_f$ )g

### 3) 密度の計算

空隙充填法の密度( $\rho_f$ )g/cm<sup>3</sup>は次の式によって求められる。

$$\rho_f = \frac{A}{B_f - C_f} \times \rho_w$$

ここに  $\rho_w$  : 常温の水の密度 ( $\approx 1\text{g}/\text{cm}^3$ )

### (3) ノギス法

#### 1) 概要

石材の比重測定等で利用されている簡便な方法である

#### 2) 試験手順

舗装調査・試験法便覧((公社)日本道路協会)の「開粒度アスファルト混合物の密度試験方法」に準ずる。

なお、計算に使用する供試体の直径はモールドの規定値 10.16 cm を使用してもよい。

## 3. 動的安定度

3. 1. 動的安定度を求めるホイールトラッキング試験は開粒度アスファルト混合物、ポーラスアスファルト混合物については、原則として行わないものとする。
3. 2. 動的安定度を求めるホイールトラッキング試験用の供試体は、直径20cm×厚さ5cmの切取りコアを原則とするが、30×30×5cm (長さ・幅・厚さ) の現場切取り試料で行ってもよい。

ただし、この場合の動的安定度の品質規格値は、表804-1のとおりとする。

表 804-1

供試体の形状	供試体の寸法	動的安定度(回/mm)
円形	直径20×5cm	3,000以上
正方形	30×30×5cm	2,250以上

### 【解説】

1. 粒度、アスファルトの品質についての検査方法は、計量抜取検査を採用している。計量抜取検査とは、サンプルを試験して、特定の検査項目について計量値として得た測定結果から計算し、基準値と比較して、ロットの合格・不合格を判定する抜取検査である。舗装設計施工指針((公社)日本道路協会)では、10,000m<sup>2</sup>以下を1ロットとして、抜き取り個数  $n = 3 + 3$  個の6個による2回抜取り検査でもよいことになっている。これは、検査手間、費用を軽減するためであり、10個の試料を検査する時間的余裕がないときは  $n=3$  個の検査を行い、不合格の場合は、さらに3個を追加して  $n=6$  個で検査をおこなうことができるとされている。本仕様書では、工事規模の実情に合わせるとともに検査の簡素化を図るために、3,000m<sup>2</sup>以下を1ロットとして、3個の測定値の平均値の  $X_3$  で合格・不合格を判定することを原則として、3個あるいは6個での合格判定値を定めた。
2. コアの抽出試験においては、コアカッタの切断面を除去せずに試験を行うものとする。これは、コアカッタの切断面を除去すると抽出対象試料が少なくなり適切な抽出試験が

行えないためである。

3. 密度の試験方法は平成8.都土木技研年報「アスファルト混合物の密度試験方法の検討」の研究結果に基づいたものである。また、ノギス法により密度を算出する係数値は東京都合材協会との共同試験により得られたデータから整理したものである。
4. 開粒度アスファルト混合物、ポーラスアスファルト混合物については、現場切取り試料採取によって舗装の機能性が損なわれる恐れがあることと、これに起因する破損を考慮して、動的安定度を求めるホイールトラッキング試験は原則的に行わないものとした。
5. 動的安定度を求めるホイールトラッキング試験の供試体は、原則的には直径20cm×厚さ5cmの切取りコアで行う。これは、正方形で採取した場合の労力と供用後のひび割れを考慮したものである。係数値は平成4.都土木技研年報「アスコン円形供試体の動的安定度」の研究結果に基づいたものである。なお、円形供試体が採取できない場合は、30×30×5cmの切取り供試体で行ってもよいこととした。

## 805. 塗料の検査要領

1. 容器の状態及びそれぞれの材料に規定された表示事項などを確認するものとする。
2. 塗料の品質については、規格証明書を提出することによって、試験を省略することができる。  
「材料検査実施基準」の検査方法欄に確認となっていても、規格証明書と現品とが同一のものであることが確認できない場合又は規格証明書を提出できない場合及び無規格品については試験を行うものとする。この場合の試験方法は、JIS K 5600「塗料一般試験方法」及びそれぞれの材料の日本産業規格に規定された試験方法によるものとする。
3. 試料採取にあたっては、顔料などが沈澱している場合があるので、よく攪拌して均一な状態になったものを採取するものとする。塗料によっては、開封した時、被膜が生じているものがあるが、この場合は、被膜を取り除いたのち、攪拌するものとする。なお、被膜以外の堅い塊があつて、均等にならないものは不適合品である。

## 806. 造園材料の検査要領

1. 植物材料（樹木・株物、芝、地被植物・草花）の外観・形状・寸法などは、全数または抜き取りによって、それぞれの材料の規定について検査するものとする。植物材料で、とくに必要なものについては、生産地で検査する。なお、生産地での検査に合格したものでも、生産地検査後に根巻きなどの必要な養生を怠り必要な外観等を保たれていないと認められるものは、合格を取り消すものとする。
2. 樹木・株物などは、当該工事の景観構成上必要な形態を考え、その植物の特性および樹冠を形づくる主枝・枝葉およびその配置などを十分検討して採用するものとする。
3. 植物保護材料にあっては、その規定に留意し、木材保存剤を用いている場合は、使用薬剤の種類、品質等を確認する。農薬類にあっては登録及び効能の有効期限及び用途等を確認する。
4. 使用実績のある針葉樹の造作用製材の品質基準(JAS)を表 806 に示す。

表 806 針葉樹の造作用製材（造作類）の品質基準（JAS1083-2）

区分	基 準			
	無 節	上 小 節	小 節	並
節	ないこと。	長径が 10mm（生き節以外の節にあっては、5mm）以下であって、材長が 2m 未満のものにあっては 3 個以内、材長が 2m 以上のものにあっては 4 個（木口の長辺が 210mm 以上のものにあっては、6 個）以内であること。	長径が 20mm（生き節以外の節にあっては、10mm）以下であって、材長が 2m 未満のものにあっては 5 個以内、材長が 2m 以上のものにあっては 6 個（木口の長辺が 210mm 以上のものにあっては、8 個）以内であること。	長径が木口の長辺の 70 %以下であること。
丸身	ないこと。	同左	同左	同左
腐朽、虫穴及び髓心	ないこと。	同左	同左	
割 れ	貫通割れ 木口	小口の長辺の寸法 以下であること。	同左	同左
	材面	ないこと。	同左	同左
材面の短小割れ		割れの長さの合計 が材長の 5% 以下 であること。	割れの長さの合計 が材長の 10% 以下 であること。	同左
曲 が り	小口の短辺及び木口の長辺が 75mm 以下のもの。又は木口の長辺が 75mm を超え、かつ、木口の短辺が 30mm 以下のもの	0.5% 以下である こと。	1.0% 以下である こと。	同左
	上記以外の寸法の もの	0.2% 以下である こと。	0.4% 以下である こと。	同左
そり（幅ぞりを含む）又 はねじれ	極めて軽微である こと。	軽微であること。	顕著でないこと。	同左
かけ、きず、穴、入り皮 及びやにつぼ	ないこと。	極めて軽微である こと。	軽微であること。	同左
変色、あて、かびその他の の欠点	極めて軽微である こと。	軽微であること。	顕著でないこと。	同左

(注-1) この基準の判定は、板類にあっては良面（欠点の程度の小さい材面をいう。）について、角類にあっては 1 材面ごとに 4 材面を行う。



表8－1 検査の技術的基準

番号	品 名	検査の技術的			
		試料採取 単位	試料採取 量	試験省略 限度	試験を省略できない項目 (試験省略限度以下の場合は確認による)
101	洗砂利	300m <sup>3</sup>	別表8-4 による	—	—
102	コンクリート用碎石	300m <sup>3</sup>	別表8-4 による	—	—
103	コンクリート用砕砂	150m <sup>3</sup>	別表8-4 による	—	—
104	コンクリート用洗砂	150m <sup>3</sup>	別表8-4 による	—	—
105	アスファルト混合物用洗砂	150m <sup>3</sup>	別表8-4 による	—	—
106	構造用軽量コンクリート骨材	300m <sup>3</sup>	別表8-4 による	—	—
107	砂	300m <sup>3</sup>	別表8-4 による	—	—
108	クラッシャラン	300m <sup>3</sup>	25kg	—	—
109	再生クラッシャラン	300m <sup>3</sup>	25kg	—	—
110	再生碎石(擁壁等裏込め用)	300m <sup>3</sup>	25kg	—	—
111	再生砂(RC-10)	300m <sup>3</sup>	別表8-4 による	—	—
112	粒度調整碎石	300m <sup>3</sup>	25kg	—	—
113	再生粒度調整碎石	300m <sup>3</sup>	25kg	—	—
114	単粒度碎石	300m <sup>3</sup>	25kg	—	—
115	スクリーニングス	300m <sup>3</sup>	5kg	—	—
116	碎石ダスト	300m <sup>3</sup>	5kg	—	—
117	道路用鉄鋼スラグ	300m <sup>3</sup>	25kg	30m <sup>3</sup>	呈色判定試験
118	舗装用石粉	30t	0.5kg	—	—
119	割ぐり石	監督員指示	監督員指示	—	—
120	玉 石	—	—	—	—
121	改良 土	監督員指示	監督員指示	—	—
122	流動化処理土	監督員指示	監督員指示	—	—
123	粒状改良土	監督員指示	監督員指示	—	—

基 準		参考（材料検査実施基準）									摘要	
試験を省略できる項目 (確認・照合する項目)		執行区分		検査方法					提出書類の区分		摘要	
検査職員の指示により、 必要に応じて試験を行う項 目	ミルシート等で 確認・照合する項目			品質			数量				摘要	
	検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形	承諾	監督		
—	粒度	○		○					○		○	
密度・吸水率	すりへり減量・安定性・粒度・微粒分量・実績率	○			○				○		○	
密度・吸水率	安定性・粒度・微粒分量・実績率	○			○				○		○	
—	有機不純物・粒度	○		○					○		○	
—	有機不純物・粒度											材料検査実施基準 注3)
密度	強熱減量・三酸化硫黄・塩化物・酸化カルシウム・有機不純物・安定性・粘土塊量・微粒分量・粒度・実績率・圧縮強度・単位容積質量											材料検査実施基準 注3)
粒度	—	○		○					○		○	
粒度	すりへり減量・修正CBR	○			○	○		○		○		材料検査実施基準 注11、注13)
粒度	すりへり減量・修正CBR・塑性指数	○		○	○		○		○		○	材料検査実施基準 注11、注13)
粒度	六価クロム化合物溶出及び含有量・石綿含有量・不純物量・塑性指数	○		○	○		○		○		○	材料検査実施基準 注13)
粒度	—	○		○					○		○	材料検査実施基準 注11、注13)
粒度	密度・吸水率・すりへり減量・塑性指数・修正CBR	○			○	○		○		○		材料検査実施基準 注11、注13)
粒度	アスコン塊混入量・密度・吸水率・すりへり減量・塑性指数・修正CBR	○		○	○		○		○		○	材料検査実施基準 注11、注13)
密度・吸水率	すりへり減量・粒度	○			○				○		○	
—	粒度・塑性指数											材料検査実施基準 注3)
—	粒度	○		○					○		○	
粒度	水浸膨張比・単位容積質量・修正CBR・一軸圧縮強さ	○	○		○	○		○		○		高炉徐冷スラグのみ試験 材料検査実施基準 注11)
粒度	水分・密度・塑性指数・加熱変質・フロー・水浸膨張・はく離	○			○			○	○			
密度	寸法	○		○					○		○	
—	寸法	○		○					○		○	
CBR	最大粒径	○		○					○		○	
—軸圧縮強度・フロー値・ブリー ジング率・処理土の密度	土質区分・最大粒径・水質区分	○		○					○		○	
粒度・CBR	最大粒径	○		○					○		○	

表8－1 (つづき) 検査の技術的基準

番号	品 名	検査の技術的			
		試料採取 単位	試料採取 量	試験省略 限度	試験を省略できない項目 (試験省略限度以下の場合は確認による)
124	アスファルト混合物用溶融スラグ(注-1)	300m <sup>3</sup>	25kg	—	—
125	アスファルト混合物用汚泥焼却灰(注-1)	30t	0.5kg	—	—
126	コンクリート用再生骨材H	300m <sup>3</sup> (碎石) 150m <sup>3</sup> (細砂)	別表8-4 による	—	—
127	アスファルト混合物用鉄鋼スラグ	30t	0.5kg	—	—
201	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	JIS G 3101	—	—
202	溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106	JIS G 3106	—	—
203	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114	JIS G 3114	—	—
204	ねずみ鉄鉄品	JIS G 5501	JIS G 5501	—	—
205	球状黒鉛鉄鉄品	JIS G 5502	JIS G 5502	—	—
206	炭素鋼鉄鉄品	JIS G 5101	JIS G 5101	—	—
207	炭素鋼鍛鋼品	JIS G 3201	JIS G 3201	—	—
208	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	JIS G 3452	—	—
209	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444	JIS G 3444	—	—
210	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350	JIS G 3350	—	—
211	ステンレス鋼材	JIS G 4305	JIS G 4305	—	—
212	ミーハナイトメタル	JIS G 5501に準ずる	JIS G 5501 に準ずる	—	—
213	アルミニウム合金鉄物	JIS H 5202	JIS H 5202	—	—
214	アルミニウム合金押出形材	JIS H 4100	JIS H 4100	—	—
215	鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	JIS G 3112	—	—
216	PC鋼線及びPC鋼より線	JIS G 3536	JIS G 3536	—	—
217	PC鋼棒	JIS G 3109	JIS G 3109	—	—
218	鋼管ぐい	JIS A 5525	JIS A 5525	—	—
219	H形鋼ぐい	JIS A 5526	JIS A 5526	—	—
220	熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528	JIS A 5528	—	—
221	溶接用熱間圧延鋼矢板	JIS A 5523	—	—	—
222	鋼管矢板	JIS A 5530	JIS A 5530	—	—
223	軽量鋼矢板	JIS A 5528に準ずる	JIS A 5528 に準ずる	—	—

基 準		参考 (材料検査実施基準)								摘要	
試験を省略できる項目 (確認・照合する項目)		執行区分		検査方法				提出書類の区分			
検査職員の指示により、 必要に応じて試験を行う項 目	ミルシート等で 確認・照合する項目			品質		数量					
	検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形	承諾	監督	
粒度・重金属溶出・重金属含有量	密度・吸水		○		○			○		○	
粒度・重金属溶出・重金属含有量	水分・密度・塑性指数・加熱変質・フロー・水浸膨張・はく離		○		○			○		○	
密度・吸水率	すりへり減量・安定性・粒度・微粒分量・実績率・不純物量		○			○			○		すりへり減量は碎石に適用
粒度	水分・密度・塑性指数・加熱変質・フロー・水浸膨張・はく離		○			○			○	○	
引張り・曲げ	化学成分		○			○		○		○	材料検査実施基準注4)
引張り・曲げ・衝撃	化学成分・炭素当量		○			○		○		○	材料検査実施基準注4)
引張り・曲げ・衝撃	化学成分		○			○		○		○	材料検査実施基準注4)
引張り	硬さ	○	○			○			○	○	材料検査実施基準注17)
引張り	化学成分	○	○			○			○	○	材料検査実施基準注17)
引張り	化学成分	○	○			○			○	○	材料検査実施基準注17)
引張り	化学成分・硬さ	○	○			○			○	○	材料検査実施基準注17)
引張り・へん平・曲げ・均一性	化学成分・水圧		○			○		○	○	○	材料検査実施基準注2)
引張り・へん平・曲げ・溶接部引張り	化学成分		○			○		○	○	○	材料検査実施基準注2)
引張り	化学成分		○			○		○	○	○	材料検査実施基準注2)
引張り	化学成分・硬さ		○			○		○	○	○	材料検査実施基準注2)
引張り	圧縮・硬さ・横折・弾性係数		○		○			○		○	
引張り	化学成分		○			○			○	○	
引張り	化学成分・硬さ		○			○			○	○	
引張り・曲げ	化学成分		○			○			○	○	
引張り	リラクセーション		○			○			○	○	
引張り	化学成分・リラクセーション		○			○			○	○	
引張り・へん平・溶接部引張り	化学成分		○			○		○	○		○ 材料検査実施基準注2)
引張り	化学成分		○			○		○	○		○ 材料検査実施基準注2)
引張り	化学成分		○			○		○	○		○ 材料検査実施基準注2)
引張り	化学成分・炭素当量		○			○		○	○		○ 材料検査実施基準注2)
引張り・へん平・溶接部引張り	化学成分		○			○		○	○		○ 材料検査実施基準注2)
引張り	化学成分		○			○			○	○	

表8－1 (つづき) 検査の技術的基準

番号	品 名	検査の技術的			
		試料採取 単位	試料採取 量	試験省略 限度	試験を省略できない項目 (試験省略限度以下の場合は確認による)
224	摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット	監督員指示	(注-3)	—	—
225	摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット	監督員指示	(注-3)	—	—
226	タイロッド類	50本	1本	25本	引張り(組立)
227	スタッド	JIS B 1198	JIS B 1198	—	—
228	鉄 網	監督員指示	監督員指示	—	—
229	溶接金網	監督員指示	監督員指示	—	—
230	ひし形金網	100m <sup>2</sup>	列線1本	—	—
231	クリンプ金網	100m <sup>2</sup>	列線1本	—	—
232	ネットフェンス構成部材	監督員指示	監督員指示	—	—
233	亜鉛めつき鉄線製かご類	100個	列線1本	—	—
234	道路びょう	1,000個	1個	—	—
235	反射性道路びょう	500個	1個	—	—
236	防護さく	1,000m	1組	—	—
237	道路標識	路側式	100本	1本	—
		オーバーハング式	50本	1本	—
238	道路反射鏡	50本	1本	—	—
239	視線誘導標	100本	1本	—	—
240	照明灯柱テーパーポール				材料検査実施
241	道路照明用器具				材料検査実施
242	橋梁用高降伏点鋼板(SBHS)	JIS G 3140	JIS G 3140	—	—
243	ねじふし鉄筋及び継手	監督員指示	監督員指示	—	—
301	ポルトランドセメント	50t	5.5kg	—	—
302	高炉セメント	50t	5kg	—	—
303	エコセメント	50t	5kg	—	—
304	フライアッシュ	10t	別表8-4 による	—	—
305	安定処理用石灰	50t	100g	—	—
306	セメント系固化材	50t	12g	—	—

基 準		参 考 (材料検査実施基準)								摘要	
試験を省略できる項目 (確認・照合する項目)		執行区分		検査方法				提出書類の区分			
検査職員の指示により、必要に応じて試験を行う項目	ミルシート等で確認・照合する項目			品質		数量					
	検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形	承諾	監督	
(注-3)	—		○		○				○ ○		六角ナット、平座金含む
(注-3)	—		○		○				○ ○		六角ナット、平座金含む
—	化学成分	○ ○					○ ○ ○				材料検査実施基準 注2)
引張り・伸び	化学成分	○		○				○ ○			
引張り・曲げ	—	○	○					○	○		
溶接点せん断強さ、引張り	—	○		○				○	○		
均一性	亜鉛付着量	○		○				○	○		
均一性	亜鉛付着量	○		○				○	○		
—	強度・塗膜厚・耐久性・亜鉛付着量	○		○				○	○		
—	亜鉛付着量	○		○				○	○		
破壊荷重	—	○	○					○	○		
落下衝撃・曲り角度	—	○	○					○	○		
亜鉛付着量・塗膜厚	—	○	○					○	○		
亜鉛付着量・塗膜厚・反射性能	—	○	○					○	○		
亜鉛付着量・塗膜厚・反射性能	—	○	○					○ ○			
風荷重試験・亜鉛付着量・塗膜厚	45° 鏡面光沢度・はく離試験・耐衝撃性・歪度	○	○					○	○		
亜鉛付着量・塗膜厚・反射性能	—	○	○					○	○		
基準(本章第9)による。		材料検査実施基準の別表3-1によること									
基準(本章第9)による。		材料検査実施基準の別表3-1によること									
引張り・伸び	化学成分	○		○		○		○			
引張強度・圧縮強度	—	○		○		○		○			
圧縮強さ	比表面積・凝結・安定性・水和熱・強熱減量・塩化物イオン・化学成分	○		○		○		○			材料検査実施基準 注6)
圧縮強さ	比表面積・凝結・安定性・化学成分・強熱減量	○		○		○		○			材料検査実施基準 注6)
圧縮強さ	比表面積・凝結・安定性・強熱減量・塩化物イオン・化学成分・全アルカリ	○		○		○		○			材料検査実施基準 注6)
粉末度(残分、比表面積)	二酸化けい素・湿分・強熱減量・密度・フロー値比・活性度指数	○		○		○		○			材料検査実施基準 注6)
化学成分(酸化カルシウム、二酸化炭素)	粉末度残分(消石灰についてのみ実施)	○		○		○		○			材料検査実施基準 注6)
化学成分(SiO <sub>2</sub> , Al <sub>2</sub> O <sub>3</sub> , CaO, SO <sub>3</sub> )	比表面積	○	○			○		○			材料検査実施基準 注6)

表8－1 (つづき) 検査の技術的基準

番号	品 名	検査の技術的			
		試料採取 単位	試料採取 量	試験省略 限度	試験を省略できない項目 (試験省略限度以下の場合は確認による)
307	一般用レディーミクストコンクリート	土木工事施工			
308	舗装用レディーミクストコンクリート	土木工事施工			
309	水中用レディーミクストコンクリート	土木工事施工			
310	再生骨材Mを用いたコンクリート	土木材料仕様書及び土木工事施工			
311	再生骨材Lを用いたコンクリート	土木材料仕様書及び土木工事施工			
312	セメント処理混合物	100m <sup>3</sup>	3本	30m <sup>3</sup>	圧縮・密度
313	遠心力鉄筋コンクリート管	300本	1本	—	—
314	プレストレスコンクリート管	300本	1本	—	—
315	舗装用コンクリート平板	3,000枚	3枚	—	—
316	視覚障害者誘導用ブロック	3,000枚	3枚	—	—
317	インターロッキングブロック	6,000個	3個	—	—
318	鉄筋コンクリートU形	1,000個	2個	—	—
319	鉄筋コンクリートU形用ふた	1,000個	2個	—	—
320	鉄筋コンクリートL形	1,000個	2個	—	—
321	鉄筋コンクリート特殊L形(鉄筋コンクリートU形ふた掛け用)	1,000個	2個	—	—
322	鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊(場所打側溝ふた掛け用)	1,000個	2個	—	—
323	鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊(国土交通省型)	監督員指示	監督員指示	—	—
324	コンクリート境界ブロック	1,000個	2個	—	—
325	歩車道境界特殊コンクリートブロック	監督員指示	監督員指示	—	—
326	セミフラット型街きよ	1000個	2個	—	—
327	集水ます(街きよ用L形用・U形用)ブロック類	監督員指示	監督員指示	—	—
328	鋳鉄製格子形集水ます用ふた	監督員指示	監督員指示	—	—
329	汚水ます(L形・円形ブロック類)	監督員指示	監督員指示	—	—
330	人孔側塊	監督員指示	監督員指示	—	—
331	人孔床版塊	監督員指示	監督員指示	—	—
332	人孔ふた	監督員指示	監督員指示	—	—
333	人孔付属物	監督員指示	監督員指示	—	—
334	植樹帶用コンクリートブロック	監督員指示	監督員指示	—	—

基 準		参 考 (材料検査実施基準)								摘要	
試験を省略できる項目 (確認・照合する項目)		執行区分	検査方法				提出書類の区分			摘要	
検査員の指示により、必要に応じて試験を行う項目	ミルシート等で確認・照合する項目		品質		数量		承諾	監督			
	検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形			
管理基準による。			○	○			○		○	○	材料検査実施基準 注13、注14)
管理基準による。			○	○			○		○	○	材料検査実施基準 注13、注14)
管理基準による。			○	○			○		○	○	材料検査実施基準 注13、注14)
管理基準による。			○	○			○		○	○	
管理基準による。			○	○			○		○	○	
—	粒度・セメント量・フライアッシュ量		○	○			○		○	○	材料検査実施基準 注11)
曲げ強度	内圧強さ		○			○	○			○	
曲げ強度	内圧強さ		○			○	○			○	
曲げ強度	透水係数		○			○			○	○	
曲げ強度	—		○		*	○			○	○	※コンクリート製以外の製品(合成樹脂製品等)は、「確認」のみとする
曲げ強度・圧縮強度	透水係数、保水量、吸上げ高さ		○			○			○	○	
曲げ強度	—		○			○			○	○	
曲げ強度	—		○			○			○	○	
曲げ強度・圧縮強度	—		○			○			○	○	
圧縮強度	—		○			○			○	○	
曲げ強度	—		○			○			○	○	
圧縮強度	—		○			○			○	○	
曲げ強度・圧縮強度	—		○			○			○	○	
圧縮強度	—		○			○			○	○	
圧縮強度	—		○			○			○	○	
引張り	硬さ・化学成分		○	○					○	○	
圧縮強度、引張り(装鉄製ふたの場合)	硬さ(装鉄製ふたの場合)		○		○				○	○	
圧縮強度	—		○			○			○	○	
圧縮強度	—		○		○				○	○	
たわみ試験、残留たわみ試験、破壊荷重試験	化学成分、引張強さ(母材)		○		○				○	○	
圧縮強度(人孔調整用プロック) 曲げ強度(副管用短管)	内圧強さ(副管用短管)		○		○				○	○	
圧縮強度	—		○		○				○	○	
圧縮強度・荷重載荷試験	—		○		○				○	○	

表8－1 (つづき) 検査の技術的基準

番号	品 名	検査の技術的			
		試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目 (試験省略限度以下の場合は確認による)
335	道路浸透ます(コンクリート枠)	監督員指示	監督員指示	—	—
336	公園用ハンドポール	監督員指示	監督員指示	—	—
337	鉄筋コンクリート境界標杭	監督員指示	監督員指示	—	—
338	コンクリート積みブロック	3,000個	3個	なし	質量
339	空洞コンクリートブロック	1,000個	3個	—	—
340	プレストレスコンクリート矢板	500枚	2枚	—	—
341	遠心力鉄筋コンクリートぐい	100本	2本	—	—
342	プレテンション方式遠心力高強度プレストレスコンクリートぐい	100本	2本	—	—
343	道路橋用プレストレスコンクリート橋げた	50本	2本	—	—
344	鉄筋コンクリート管(ソケット)	300本	2本	—	—
345	プレキャスト街区よブロック	1000個	2個	—	—
346	信号機用ハンドホール	監督員指示	監督員指示	—	—
401	石油アスファルト	ストレート20~40	10t	2kg	なし
		ストレート40~120	50t	2kg	10t
402	ポリマー改質アスファルトI型	30t	2kg	3t	針入度・軟化点・伸度・薄膜加熱質量変化率・薄膜加熱針入度残留率・蒸発質量変化率・蒸発後の針入度比
403	ポリマー改質アスファルトII型	30t	2kg	3t	針入度・軟化点・伸度・薄膜加熱針入度残留率・タフネス・テナシティ
404	ポリマー改質アスファルトIII型	30t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・薄膜加熱質量変化率・薄膜加熱針入度残留率・タフネス・テナシティ・60℃粘度
405	ポリマー改質アスファルトIII型-W	30t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・薄膜加熱質量変化率・薄膜加熱針入度残留率・タフネス・テナシティ・60℃粘度
406	ポリマー改質アスファルトIII型-WF	30t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・薄膜加熱質量変化率・薄膜加熱針入度残留率・タフネス・フラー脆化点・粗骨材のはく離面積率
407	ポリマー改質アスファルトH型	30t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・薄膜加熱質量変化率・薄膜加熱針入度残留率・タフネス・テナシティ・60℃粘度
408	ポリマー改質アスファルトH型-L	30t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・薄膜加熱質量変化率・薄膜加熱針入度残留率・タフネス・フラー脆化点・粗骨材のはく離面積率・曲げ仕事量・曲げ剛性

基 準		参考（材料検査実施基準）								摘要	
試験を省略できる項目 (確認・照合する項目)		執行区分		検査方法				提出書類の区分			
検査職員の指示により、 必要に応じて試験を行う項 目	ミルシート等で 確認・照合する項目			品質		数量					
	検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形	承諾	監督	
圧縮強度・荷重載荷試験	—		○	○				○		○	
圧縮強度	—		○	○				○		○	
圧縮強度	—		○	○				○		○	
コア圧縮強度	—		○		○			○	○		
圧縮強さ	密度・吸水率・透水性		○		○			○	○		
ひび割れモーメント	圧縮強度・破壊モーメント		○		○		○		○		
ひび割れモーメント	圧縮強度・破壊曲げモーメント		○		○		○		○		
ひび割れ曲げモーメント・破壊 曲げモーメント・せん断強度	圧縮強度		○		○		○		○		材料検査実施基準 注16)
ひび割れ試験曲げモーメント	圧縮強度		○		○			○	○		
ひび割れ荷重	破壊荷重		○		○		○			○	
圧縮強度	—		○	○				○	○		
圧縮強度	—		○	○				○	○		
—	トルエン可溶分・引火点・密度										材料検査実施基準 注3)
—	引火点										材料検査実施基準 注3)
—	引火点										材料検査実施基準 注3)
—	引火点										材料検査実施基準 注3)
—	引火点										材料検査実施基準 注3)
—	引火点										材料検査実施基準 注3)
—	引火点										材料検査実施基準 注3)
—	引火点										材料検査実施基準 注3)

表8-1(つづき) 検査の技術的基準

番号	品 名	検査の技術的			
		試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目 (試験省略限度以下の場合は確認による)
409	ポリマー改質アスファルトH型-M	30t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・薄膜加熱質量変化率・薄膜加熱針入度残留率・フーラス脆化点・粗骨材のはく離面積率・曲げひずみ
410	熱硬化性エラストマー入りアスファルト	30t	2kg	なし	針入度変化量・動的安定度・残留安定度
411	脱色バインダ	30t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・三塩化エタン可溶分(歩道用)・薄膜加熱質量変化率・薄膜加熱針入度残留率・蒸発後の針入度比・タフネス(車道用)・テナシティ(車道用)
412	トリニダッドレイクアスファルト	5t	2kg	なし	針入度・軟化点・灰分・蒸発質量変化率
413	硬質アスファルト	20t	2kg	なし	針入度・軟化点・伸度・灰分・蒸発質量変化率・蒸発後の針入度比
414	石油アスファルト乳剤	50kℓ	2ℓ	10kℓ	粒子の電荷・エンゲラー度・蒸発残留分・針入度・伸度・凍結安定度・混合性
415	改質アスファルト乳剤	30kℓ	2ℓ	3kℓ	エンゲラー度・粒子の電荷・蒸発残留分・針入度・軟化点・タフネス・テナシティ・凍結安定度
416	タイヤ付着抑制型アスファルト乳剤	30kℓ	2ℓ	3kℓ	エンゲラー度・粒子の電荷・蒸発残留分・針入度・軟化点・タフネス・テナシティ・凍結安定度・タイヤ付着率
417	アスファルト混合物 (細粒度・密粒度・密粒度ギャップ・開粒度1号・開粒度2号・粗粒度・ポーラス)	(注-5)	(注-5)	(注-5)	粒度・アスファルト量
418	再生加熱アスファルト混合物 (再生密粒度・再生粗粒度)	(注-5)	(注-5)	(注-5)	粒度・アスファルト量
419	ポリマー改質再生アスファルト混合物	(注-5)	(注-5)	(注-5)	粒度・アスファルト量
420	グースアスファルト混合物	(注-5)	(注-5)	(注-5)	粒度・アスファルト量
421	常温混合物	(注-5)	(注-5)	-	-
422	重交通対応・全天候型常温混合物	(注-5)	(注-5)	-	-
423	アスファルト処理混合物	(注-5)	(注-5)	(注-5)	粒度・アスファルト量
424	再生加熱アスファルト処理混合物	(注-5)	(注-5)	(注-5)	粒度・アスファルト量
425	半たわみ性アスファルト混合物	(注-5)	(注-5)	(注-5)	曲げ強度・粒度・アスファルト量
426	保水性アスファルト混合物	(注-5)	(注-5)	(注-5)	粒度・アスファルト量・マーシャル安定度・曲げ強度・動的安定度
427	ポーラスエポキシアスファルト混合物	(注-5)	(注-5)	(注-5)	粒度・アスファルト量・マーシャル安定度・動的安定度
428	接着剤(橋面舗装用)	供給者あるいはロット が変わること	500g	-	-

基 準		参考（材料検査実施基準）								摘要
試験を省略できる項目 (確認・照合する項目)		執行区分		検査方法				提出書類の区分		
検査職員の指示により、 必要に応じて試験を行う項 目	ミルシート等で 確認・照合する項目			品質		数量		出来形	承諾	監督
	検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量			
—	引火点									材料検査実施基準 注3)
—	引火点									材料検査実施基準 注3)
—	引火点・密度(歩道用)									材料検査実施基準 注3)
—	引火点・密度									材料検査実施基準 注3)
—	引火点・密度									材料検査実施基準 注3)
—	貯蔵安定度・ふるい残留分・ト ルエン可溶分・付着度	○		○				○ ○		
—	ふるい残留分・付着度・貯蔵安 定度	○	○					○ ○		
—	ふるい残留分・付着度・貯蔵安 定度	○	○					○ ○		
—	—	○			○			○ ○		材料検査実施基準 注5)
—	回収した再生アスファルトの針 入度	○			○			○ ○		材料検査実施基準 注5)
—	回収した再生アスファルトの針 入度	○			○			○ ○		材料検査実施基準 注5)
—	—	○			○			○ ○		材料検査実施基準 注5)
—	(注-1)	○			○			○ ○		材料検査実施基準 注5)
常温ホイールラッキング試験・ 一軸圧縮試験・簡易ポットホー ル走行試験	(注-1)	○			○			○ ○		材料検査実施基準 注5)
—	—	○			○			○ ○		材料検査実施基準 注5)
—	回収した再生アスファルトの針 入度	○			○			○ ○		材料検査実施基準 注5)
—	—	○			○			○ ○		材料検査実施基準 注5)
—	—	○			○			○ ○		材料検査実施基準 注5)
—	—	○	○		○			○ ○		材料検査実施基準 注5)
(注-4)	—	○	○		○			○ ○		

表8－1 (つづき) 検査の技術的基準

番号	品 名	検査の技術的			
		試料採取単位	試料採取量	試験省略限度	試験を省略できない項目 (試験省略限度以下の場合は確認による)
429	防水材(橋面舗装用)	合成ゴム系溶剤型	供給者あるいはロットが変わること	500g	—
		瀝青系加熱型	供給者あるいはロットが変わること	500g	—
		シート系	供給者あるいはロットが変わること	4m	—
		貼付用アスファルト	供給者あるいはロットが変わること	2kg	—
430	目地材(橋面舗装用)		供給者あるいはロットが変わること	2kg	—
501	エッキングプライマー		2,500kg	500g	—
502	ジンクリッチプライマー		2,500kg	500g	—
503	ジンクリッチペイント		2,500kg	500g	—
504	一般用さび止めペイント		2,500kg	500g	—
505	鉛・クロムフリーさび止めペイント		2,500kg	500g	—
506	合成樹脂調合ペイント		2,500kg	500g	—
507	エポキシ樹脂塗料下塗		2,500kg	500g	—
508	超厚膜型エポキシ樹脂塗料		2,500kg	500g	—
509	変性エポキシ樹脂塗料		2,500kg	500g	—
510	ふつ素樹脂塗料		2,500kg	500g	—
511	道路標示塗料		2,500kg	1kg	—
512	亜鉛めっき面用エポキシ樹脂塗料		2,500kg	500g	—
513	構造物用さび止めペイント		2,500kg	500g	—
514	鋼構造物用耐候性塗料		2,500kg	500g	—
601	樹木・株物	樹 木	形状寸法ランク毎・主要樹種毎	1本	—
		株 物	樹種・形状寸法ランク毎	1株もしくは $0.5\text{m}^2$	—
602	芝		$1,000\text{m}^2$	$0.5\text{m}^2$	—
603	地被植物・草花		$1,000\text{m}^2$	$0.5\text{m}^2$	—
604	植栽保護材料		形状寸法ランク毎	1組(m)	—
605	土壤及び土壤改良材	土壤	監督員指示	監督員指示	—
		土壤改良材	監督員指示	監督員指示	—
606	肥料・農薬		監督員指示	監督員指示	—

基 準		参 考 (材料検査実施基準)								摘要	
試験を省略できる項目 (確認・照合する項目)		執行区分		検査方法				提出書類の区分			
検査職員の指示により、 必要に応じて試験を行う項 目	ミルシート等で 確認・照合する項目			品質		数量					
	検 査 員	監 督 員	試 験	確 認	照 合	書 類	検 量	出 來 形	承 諾	監 督	
(注-4)	-			○		○			○	○	
(注-4)	-			○		○			○	○	
(注-4)	-			○		○			○	○	
(注-4)	-			○		○			○	○	
(注-4)	-			○		○			○	○	
(注-4)	-			○				○	○	○	材料検査実施基準 注4)
(注-4)	-			○				○	○	○	材料検査実施基準 注4)
(注-4)	-			○				○	○	○	材料検査実施基準 注4)
(注-4)	-			○				○	○	○	材料検査実施基準 注4)
(注-4)	-			○				○	○	○	材料検査実施基準 注4)
(注-4)	-			○				○	○	○	材料検査実施基準 注4)
(注-4)	-			○				○	○	○	材料検査実施基準 注4)
(注-4)	-			○				○	○	○	材料検査実施基準 注4)
(注-4)	-			○				○	○	○	材料検査実施基準 注4)
(注-4)	-			○				○	○	○	材料検査実施基準 注4)
(注-4)	-			○				○	○	○	材料検査実施基準 注4)
(注-4)	-			○				○	○	○	材料検査実施基準 注4)
(注-4)	-			○				○	○	○	材料検査実施基準 注4)
(注-4)	-			○				○	○	○	材料検査実施基準 注4)
(注-4)	-			○				○	○	○	材料検査実施基準 注4)
(注-4)	-			○				○	○	○	材料検査実施基準 注4)
(注-4)	-			○				○	○	○	材料検査実施基準 注4)
(注-4)	-			○				○	○	○	材料検査実施基準 注4)
外観、形状寸法	種名			○		○			○	○	
外観、形状寸法	種名			○		○			○	○	
外観	種名			○		○			○	○	
外観	種名			○		○			○	○	
外観	木材保存剤品質			○		○			○	○	
-	(注-1)			○		○			○	○	
-	(注-1)			○		○		○		○	
-	(注-1)			○		○		○		○	

表8－1 (つづき) 検査の技術的基準

番号	品 名	検査の技術的			
		試料採取 単位	試料採取 量	試験省略 限度	試験を省略できない項目 (試験省略限度以下の場合は確認による)
701	目地板	1,000m <sup>2</sup>	0.5m <sup>2</sup>	—	—
702	注入目地材	2t	1kg	—	—
703	ポリ塩化ビニル止水板	監督員指示	監督員指示	—	—
704	硬質塩化ビニル管	監督員指示	監督員指示	—	—
705	エポキシ樹脂モルタル	監督員指示	監督員指示	—	—
706	高輝度反射材	監督員指示	監督員指示	—	—
707	地点標	監督員指示	監督員指示	—	—
708	付着防止剤	監督員指示	監督員指示	—	—
709	ライナープレート	監督員指示	監督員指示	—	—
710	EPS(軽量盛土工法用発砲スチロール)	監督員指示	監督員指示	—	—
711	硬質骨材(すべり止め舗装用)	監督員指示	監督員指示	—	—
712	低騒音舗装用排水パイプ	監督員指示	監督員指示	—	—

基 準		参考（材料検査実施基準）								摘要	
試験を省略できる項目 (確認・照合する項目)		執行区分		検査方法				提出書類の区分			
検査職員の指示により、 必要に応じて試験を行う項 目	ミルシート等で 確認・照合する項目			品質		数量					
	検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形	承諾 監督		
(注-4)	-		○		○			○		○	
(注-4)	-		○		○			○		○	
引張強さ・引張りひずみ	比重・老化性・耐薬品性・硬さ・柔軟温度		○			○		○		○	
引張降伏強さ・耐圧性(VP管のみ)	耐圧性(VU管のみ)・ビカット軟化温度・接合部耐圧性・偏平性		○			○		○		○	
曲げ強度、圧縮強度、圧縮弾性率			○		○			○		○	
(注-4)	-		○		○				○	○	
-	(注-1)		○		○				○	○	
圧裂強度比	-		○		○			○		○	
-	板厚・断面積・断面係数・断面二次モーメント		○		○				○	○	
密度・圧縮強さ・燃焼性	-		○		○			○		○	
粒度・色相・見掛け比重・吸水率・すり減り減量	旧モース硬度		○		○			○		○	
内径・耐熱性・強度	-		○		○			○		○	

(注-1) 製造元が発行する品質証明書により、行うものとする。

(注-2) 鉄筋コンクリート用棒鋼の引張試験に用いる試料の長さは、表8-2の通りとする。

表8-2

鉄筋の種類	試料の長さ(cm)
鉄筋径≤32mm	50cm以上
鉄筋径>32mm	70cm以上

(注-3) 確認にかえて試験を行う場合は、表8-3によるものとする。

表8-3

	確認を試験にかえた場合に行う項目	試料採取量
ボルト試験片	引張り	2個
ボルト製品	引張り(引張荷重)	3個
	硬さ	3個
ナット製品	引張り(引張荷重)	2個
	硬さ	3個
座金製品	硬さ	3個
セット	トルク係数値	3個
	締付軸力	5個

(注-4) この仕様書に定められている品質規定の全部の項目について行うものとする。

(注-5) 土木工事施工管理基準等によるものとする。

#### 【参考】材料検査実施基準の注釈について

注1) 提出書類の区分の欄の「承諾」とは「承諾申請書」を、「監督」とは「監督員資料」のことをいう。

注2) 検査方法のうち、数量の欄の「検量」と「出来形」の両方に○印を付した材料は、原則として、設置後の数量の確認が容易なものについては、出来形による検査とし、設置後の数量の確認が困難なものについては、検量による検査とする。

注3) 主に工場で素材として使用する材料は、材料検査は不要とし、執行区分、検査方法、提出書類の区分の欄を空欄とした。

なお、事前審査制度の対象となっていない工場の素材として使用する場合や、素材以外に材料として使用する場合は、工事等の主管課長の判断により検査方法等を決定する。

注4) 材料番号201～203、501～510、512～514及び705の材料で、橋梁工事に使用するもので、「鋼けた製作に係わる社内検査実施要領」の対象となるものについては、品質検査の区分は「書類による検査」とするが、検査方法は同要領に基づくものとする。

- 注5) 材料番号417～427のアスファルト混合物のうち、「アスファルト混合物事前審査制度」の対象となっているものについては「事前審査認定書(写)」を提出し、なっていないものについては、配合報告書を作成し「承諾申請書」を提出のうえ、「試験を行う検査」により品質を確認すると併に、試験研究機関の試験結果を提出するものとする。
- 注6) 材料番号301～306の材料は、手練りコンクリートや地盤改良工等において、工事現場で使用する場合に限り、材料検査を行う。
- 注7) 材料検査の技術的基準は、「土木材料仕様書」及び「特記仕様書」等によるものとする。  
なお、材料検査の技術的基準は、試験を行う検査として定められた材料又は確認を検査に代えた材料における検査の頻度・方法について、定めたものである。
- 注8) 「(公社)日本下水道協会」の認定適用資器材(II類)並びに認定資器材を使用する場合に適用する。検査に当たっては、当該製品に表示(刻印等)されている認定標章(マーク)を確認する。
- 注9) 材料の仕様は監督員の指示による。
- 注10) 本表の材料番号は「土木材料仕様書」の材料番号と同一のものである。
- 注11) 材料番号108～109、111～113、117及び312の材料で、「土木工事施工管理基準」の品質管理基準の対象となる舗装材料として使用するものについては、品質検査の区分は「書類による検査」とし、提出書類の区分は「監督員資料」とする。
- 注12) 土木工事については、「建設局材料検査実施基準」にある「(参考一2) 材料承諾申請書等提出要領」に基づき、資料を提出する。
- 注13) 供給者別に試験成績表を提出する。
- 注14) 配合報告書を提出する。
- 注15) 国区市町村道への接続が行われる道路工事等において、相手方の管理区分内に相手方が定める仕様に基づいた構造物(街路灯、標識、防護柵等)を築造することがある。この場合は、相手方の仕様を承諾申請書に添付する。
- 注16) JIS等規格品以外は土木材料仕様書に従い試験が必要となる。
- 注17) 次の部材は本基準 第3(材料検査の執行区分)の2に基づき適正に対応すること。  
・電線共同溝部材(強度計算、現場加工をする部材)  
・橋梁重要部材(支承、伸縮装置、落橋防止装置、変位制限装置)

表8-4 試料採取量別表

## 101. 洗砂利

呼び名	ふるい分け 注(1)
5005	10 k g
4005	8 k g
3005	6 k g
2505	5 k g
2005	4 k g
1005	2 k g

注(1)骨材の最大寸法 (mm) の0.2倍

## 102. コンクリート用碎石

呼び名	密度・吸水率	安定性	ふるい分け 注(1)	微粒分量	実績率	すりへり 注(2)	粒度区分
4005	5 k g	16 k g	8 k g	8 k g	20 L	5 k g	A
2505	2 k g	10 k g	5 k g	4 k g	20 L	5 k g	B
2005	2 k g	8 k g	4 k g	4 k g	20 L	5 k g	H
1505	2 k g	6 k g	3 k g	4 k g	20 L	5 k g	C
1305	2 k g	6 k g	3 k g	2 k g	20 L	5 k g	C
1005	2 k g	4 k g	2 k g	2 k g	4~6 L	5 k g	C
8040	5 k g	16 k g 注(3)	16 k g	8 k g	60 L	10 k g	E
6040	5 k g	16 k g 注(3)	12 k g	8 k g	60 L	10 k g	E
4020	5 k g	16 k g	8 k g	8 k g	60 L	10 k g	G
2515	2 k g	10 k g	5 k g	4 k g	20 L	5 k g	B
2015	2 k g	8 k g	4 k g	4 k g	20 L	5 k g	B
2513	2 k g	10 k g	5 k g	4 k g	20 L	5 k g	B
2013	2 k g	8 k g	4 k g	4 k g	20 L	5 k g	B
2510	2 k g	10 k g	5 k g	4 k g	20 L	5 k g	B
2010	2 k g	8 k g	4 k g	4 k g	20 L	5 k g	H

注(1)骨材の最大寸法 (mm) の0.2倍した値にkgをつけた値とする

注(2)ここに示す質量は、右粒度区分によって分級した試験用試料質量をさす。粒度区分については、JIS A 1121に拠ること

注(3)骨材の最大寸法が40mmを超える場合は、40mmふるいを通過するものを試験用試料とする

## 103. コンクリート用碎砂

密度・吸水率	安定性	ふるい分け	微粒分量	実績率
2 k g	3 k g	500 g	1 k g	2~4 L

## 104. コンクリート用洗砂

有機不純物	ふるい分け
500 g	500 g

## 105. アスファルト混合物用洗砂

有機不純物	ふるい分け
500 g	500 g

106. 構造用軽量コンクリート骨材

	細骨材の密度・吸水率	粗骨材の密度・吸水率	強熱減量	酸化カルシウム	三酸化硫黄	塩化物	有機不純物
細骨材	1,600 g	—	500 g	500 g	500 g	500 g	300 g
粗骨材	—	注(1)					

	安定性	粘土塊量	微粒分量	ふるい分け	モルタル中の細骨材の実績率、単位容積質量	粗骨材の実績率	粗骨材の単位容積質量
細骨材	3 kg	600 g	1 kg	250 注(2)	24時間吸水表面乾燥状態で600 ml	—	—
粗骨材	10 kg	最大寸法15:2kg 最大寸法20:5kg	4 kg	最大寸法15:1.5kg 注(3) 最大寸法20:2kg 注(3)	—	2 kg	12 kg

注(1)  $m_{min} = (d_{max} \times D_e) / 25$

ここに、  $m_{min}$  : 試料の最小質量 (kg)

$d_{max}$  : 粗骨材の最大寸法 (mm)

$D_e$  : 粗骨材の推定密度 ( $g/cm^3$ )

注(2) 構造用軽量骨材の場合は、普通骨材質量の1/2

注(3) 骨材の最大寸法 (mm) の0.2倍の1/2

107. 砂

ふるい分け
500 g

111. 再生砂 (RC-10)

ふるい分け
500 g

304. フライアッシュ

セメントの物理試験方法(粉末度)	コンクリート用フライアッシュ (二酸化けい素、水分、強熱減量、密度)	コンクリート用フライアッシュ附属書2 フライアッシュのモルタルによるフロー値及び活性度指数の試験方法
60 g	73.5 g	5 kg

